

川西市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 34 号

川西市公有財産規則の一部を改正する規則

川西市公有財産規則（平成4年川西市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(公有財産の異動による協議)	(公有財産の異動による協議)
第5条 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部長は、あらかじめ都市政策部長に協議しなければならない。	第5条 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部長は、あらかじめ都市政策部長に協議しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>公有財産の所管換え（行政財産に係るものに限る。）</u> を行おうとするとき。	(4) 公有財産の所管換えを行おうとするとき。
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
(7) <u>普通財産</u> を貸し付けようとするとき。	(7) <u>公有財産</u> を貸し付けようとするとき。
<u>(普通財産の管理)</u>	<u>(普通財産の管理)</u>
第15条 <u>普通財産は、都市政策部長が管</u>	第15条 <u>普通財産のうち事業の用に供す</u>

理するものとする。ただし、市長が他の部長において管理することが適当と認め普通財産については、当該普通財産を所管する部長が管理するものとする。

(管理主任の設置等)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 部長は、前項の規定により管理主任を指名し、又は変更したときは、直ちにその氏名を都市政策部長に通知しなければならない。

(準用規定)

第25条 (略)

2 第26条、第28条、第29条及び第31条から第39条までの規定は、法第238条の4第2項から第5項までの規定により、行政財産である土地を貸し付け、又は地上権を設定する場合について準用する。

(転貸等の禁止)

第35条 (略)

2 前項各号に掲げる行為は、同項の規定にかかわらず、あらかじめ現状変更等申請書を市長に提出し、その承認を得たときは、これを行うことができる。

る目的で貸し付けるものは当該事業を所管する部の長が管理し、それ以外のもは都市政策部長が管理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、普通財産を都市政策部長以外の部長に管理させることができる。

3 前条第2項の規定は、普通財産の管理について準用する。

(管理主任の設置等)

第18条 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第25条 (略)

2 次条、第28条、第29条及び第31条から第39条までの規定は、法第238条の4第2項から第4項までの規定により、行政財産を貸し付け、又は地上権を設定する場合について準用する。

(転貸等の禁止)

第35条 (略)

2 前項各号に掲げる行為は、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得たときは、これを行うことができる。

(売払代金等の延納の特約をする場合における利息及び担保)

第45条 (略)

2 (略)

3 政令第169条の4第2項の規定により徴する担保の目的物並びにその評価額及び保全の方法は、次表のとおりとする。

表 (略)

(公有財産損害報告書等の提出)

第53条 部長は、その所管に属する公有財産が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該各号に定める報告書を都市政策部長に提出しなければならない。

(1) 天災その他の事故により滅失し、又は損傷したとき 公有財産損害報告書

(2) 用途の変更をしたとき 用途変更報告書

(3) 使用の許可又は貸付けをしたとき、又は当該使用の許可の条件又は貸付契約について変更があったとき 公有財産使用許可・貸付報告書

(4) 公有財産である土地を売り払い、又は交換したとき 公有財産(土地)売払・交換報告書

(5) 有価証券又は出資による権利を取得したとき 有価証券・出資による権利取得報告書

(6) 普通財産である土地を信託したとき、又は不動産の信託の受益権を買い

(売払代金等の延納の特約をする場合における利息及び担保)

第45条 (略)

2 (略)

3 政令第169条の7第2項の規定により徴する担保の目的物並びにその評価額及び保全の方法は、次表のとおりとする。

表 (略)

(公有財産損害等の報告)

第53条 部長は、その所管に属する公有財産が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに都市政策部長に報告しなければならない。

(1) 天災その他の事故により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 用途の変更をしたとき。

(3) 使用の許可又は貸付けをしたとき、又は当該使用の許可の条件又は貸付契約について変更があったとき。

(4) 公有財産である土地を売り払い、又は交換したとき。

(5) 有価証券又は出資による権利を取得したとき。

(6) 普通財産である土地を信託したとき、又は不動産の信託の受益権を買い

入れたとき 土地信託・不動産の信託  
の受益権買入報告書

(7) 前各号に掲げる場合のほか、公有財  
産台帳の記載事項に異動があったとき  
公有財産台帳記載事項異動報告書

別表第2

公有財産増減理由用語（第48条関係）

区分	増	減	適用
(略)	換地	換地	<u>土地区</u> <u>画整理</u> <u>法（大</u> <u>正10</u> <u>年法律</u> <u>第57</u> <u>号）に</u> より所 有権を 取得し たとき
(略)			

入れたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、公有財  
産台帳の記載事項に異動があったと  
き。

別表第2

公有財産増減理由用語（第48条関係）

区分	増	減	適用
(略)	換地	換地	<u>土地区</u> <u>画整理</u> <u>法（昭</u> <u>和29</u> <u>年法律</u> <u>第11</u> <u>9号）</u> により 所有権 を取得 したと き
(略)			

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。